

認知症の人と家族のための会 幸の会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、認知症の人と家族のための会 幸の会（以下、「本会」という。）と称し、事務局を加賀のぞみ園 相談室におく。

(目的)

第2条 本会は、家族相互の理解と親睦を図り、認知症の人に対する理解を深め、正しい知識を普及していくことにより、病気や障がいがあっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、家族・病院・施設・地域が共に認知症の人及びその家族の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、認知症の人を抱える家族と本会の目的に賛同する者で構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的のために下記の事業を行う。

- 1 家族相互の交流及び情報交換
- 2 家族会通信の発行
- 3 地域社会への啓発
- 4 認知症の人との交流
- 5 その他、本会の目的に必要な事業

(役員構成及び役員の役割)

第5条 本会に次の役をおく。

(構成)

- 1 会計監事 2 名
- 2 事務局員 若干名

(役割)

- 1 会計監事は、会計監査を行う。
- 2 事務局は、必要経費の支出を行い、会計監事に報告を行う。

(役員を選任)

第6条 会計監事は会員の中から選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任は防げない。

(顧問・参与・相談役)

第8条 本会に顧問、参与、相談役を置くことができる。顧問、参与、相談役は家族会総会にて推薦する。

(総会)

第9条 総会は年1回開催し、次に掲げる事項を議決する。なお、総会は役員会の発意により随時開催することができる。

- 1 事業計画、事業報告
- 2 予算、決算
- 3 役員を選出
- 4 会則等の改正
- 5 その他

(入会)

第10条 入会を希望する者は、事務局に申し込みを行い、加入することができる。

(脱会)

第11条 脱会を希望する者は、事務局に届け出を行い、脱会することができる。

(会計)

第12条

- 1 本会の経費は会費、寄付金及びその他収入をもってあてる。
- 2 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(会則の改正)

第13条 会則の改正は、総会での承認をもって改正することができる。

細則 本会は、令和3年度より原則として会費は徴収しない。

付則：この改正会則は、平成5年4月25日より施行する。

この改正会則は、平成6年4月24日より施行する。

この改正会則は、平成7年5月28日より施行する。

この改正会則は、平成8年5月26日より施行する。

この改正会則は、平成11年6月27日より施行する。

この改正会則は、平成16年6月27日より施行する。

この改正会則は、平成18年7月27日より施行する。

この改正会則は、平成19年6月24日より施行する。

この改正会則は、平成20年7月6日より施行する。

この改正会則は、平成21年8月8日より施行する。

この改正会則は、令和3年11月5日より施行する。